

発行/三原市人権推進課
編集/三原市大和人権文化センター
住所/三原市大和町下徳良107番地1
電話/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

第3回の人権学習会を開催しました。

NPO法人 ゆにばーさる 理事 山下真澄さんを講師にお迎えし「今日の差別の実態と『部落差別解消推進法』の意義」として講演されました。

部落差別の厳しい現状や「部落差別解消推進法」・「登録型本人通知制度」など詳しく説明されました。

会場は満員で、みなさん熱心に受講されていたため講師の先生は熱がこもった講演となり、少し時間が超過しました。

講演後には、そば打ち教室のみなさんに打っていただいた、打ち立てのそばをみんなで試食し閉会しました。みなさんからは部落差別の厳しい現状や、見方、考え方を気づかせてもらい大変良い講演と打ち立ての温かいそばがとても美味しかったと好評でした。

差別は時間が解決してくれない、人間しか解決できません。

私たち一人ひとりが周りに合わせて態度を決めるのではなく、同和問題を理解し差別をしない、差別をさせないという認識をもって行動することが大切です。



～登録型本人通知制度へ登録をしましょう～

この制度は、住民票等の不正請求や不正取得の抑止と個人の権利が侵害されることの防止を目的として、事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の第三者等に交付した場合に、その交付した事実を登録者に郵送でお知らせする制度です。

事前登録申請書は、大和人権文化センターの受付、各支所窓口においてあります。なお、ご不明な点などありましたら、市民課又は各支所地域振興課窓口までお問い合わせください。

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- 相談日時 土・日・祝日は除く
10:00～16:00
- 場 所 三原市大和人権文化センター
- 電 話 0847-33-1308

大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日 時 1月17日(金) 9:00～12:00
場 所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 ぐらしの相談
相談員2名で対応します。次回は、2月21日(金)の予定です。
電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

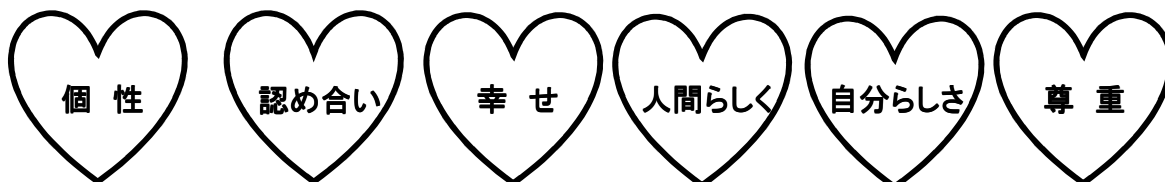
さわやか健康体操のお知らせ

日 時 9日(木)・16日(木)・23日(木)・30日(木)
13:30～14:30
持参物 バスタオルなど床に敷くもの

問い合わせ先 高齢者福祉課(0848-67-6055)

人権ってなんだろう？ NO. 1

人権を尊重する「気づき」の木は、一人ひとり心の中にあります。
芽生えた「気づき」に思いやりという水をあげれば、お互いを認め合い、支えあう「きずな」はきっと実るはずです。
気づいたら、行動する。
その一歩を踏み出すため、私たちにできることを、いっしょに考えてみませんか。



1 人権とは……人間らしく生きる権利です。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり誰にとっても身近で大切なものです。

～日本国憲法(抜粋)～

第11条(基本的人権の享有) (享有＝権利や能力を生まれながら持っていること)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等)

すべての国民は、法の下で平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は、社会的関係において、差別されない。(門地＝家柄・生まれ)

2 生命の尊さ・個性の尊重

「人権」は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じるができるものです。

しかし、現実の社会では、いじめや子ども・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力などによって心や身体に深い傷を受けたり、尊い命が失われることがあります。

生命を大切に、他人を大切に共に生きていくことが大切です。

また、人には、それぞれ性別、年齢、国籍、考え方など様々な「違い」があります。異なる個性を前提としお互いの違いを認め、尊重し合うことが大切です。

3 日常生活の中で

私たちには、家庭、地域、職場、学校などの日常生活があり、それぞれの場面に応じた価値判断基準があります。その中で、最優先される基本のルールとして、誰もが人権を尊重するようになれば、人権が私たちの暮らしの中に定着し、豊かで暮らしやすい社会になっていくのではないのでしょうか。

例えば、階段だけでエレベーターやエスカレーターのない建物や電車・バスの段差で困っている人を見かけたとき人権という視点で考えると、バリアフリーの大切さが見えてきます。

まずは、普段の生活を人権の視点から見てみませんか。

※ 次回に続く

参考資料(抜粋)

「気づき」から「きずな」へ。(広島県・人権啓発冊子)

